ハラスメントに関するフローチャート（学生が対象の場合）

相 談 者（申立人）

↓

内部相談窓口
〇学生部
・学生支援室
・八王子学生支援室
〇本学が指名した専任教職員

→ 相談者が相談したことで自己解決を図り、それ以上の対応を望まない場合はここで終了

（相談者の同意を得た上で報告）　↓

学生部長 →

↓

相談員会議（副学長、学生センター長、学生部長、相談を受けた相談員等）で必要に応じ相談者を含む当事者等から事情を聞く。
①案件により相談者がこの時点での解決を望む場合には解決を図る。
②被申立人との間で相談者が望む形で解決ができなかった場合、もしくは相談者がこの時点での解決を望まなかった場合（大学としての公の対応を望んだ場合等）は相談者の同意を得た上で次の過程へ進む。

①の場合 → 相談者が望む形で解決できた場合はここで終了

↓　②の場合

被申立人からの事情聴取（事実経過報告書の提出）を含む事実関係の調査

↓

学長・事務局長に報告 → 学生委員会による審議の必要なし

↓

学生委員会での審議・処分案作成

↓

相談者及び被申立人（相談員会議で事情を聞いた場合）へ結果報告

↓

学生センター長は、処分案を教授会に申請（訓戒は除く）

↓

教授会で処分決定

↓

処分申し渡し → 相談者へ結果報告